

## 北上市週休2日工事実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間の他、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。  
ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (4) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 週休2日の達成判断は次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合に1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週7回の夜間の内、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

なお、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（4週8休）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、その月の週休2日を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（4週8休）以上の状態をいう。
- (4) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### （対象工事）

第3条 発注者は、全ての工事を週休2日工事として発注することを原則とする。ただし、次に掲げるいずれかの条件に該当するものを除く。

- (1) 社会的要請や現場条件の制約等により週休2日工事の現場閉所を行うことが困難な工事
- (2) 設計金額が200万円未満の工事
- (3) 現場施工期間が10日間未満の工事
- (4) その他、発注者が工程上の制約などにより週休2日工事に適さないと判断した工事

#### （発注方式）

第4条 週休2日工事を発注する場合は、原則として完全週休2日（土日）によるものとするが、社会的要請や施工上の制約などにより集中的な施工が必要で現場閉所が難しい場合などにおいては、月単位の週休2日（4週8休以上）によることができる。

#### （実施手続）

第5条 発注者は、入札公告の際、特記仕様書等に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書（当初）に具体的な休日確保した週休2日工事工程表（計画）を添付し、監督員に提出するものとする。

- (2) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (3) 工事契約後、完全週休2日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合で、土日に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

- (4) 受注者は、対象期間中、休日取得状況（現場閉所実績）を記載した週休2日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (5) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。なお、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、代替日を設定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。
- (6) 夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- (7) 休日と定めた日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア 発注者が緊急の作業を要請した場合

イ 現場見学会等の対応を行った場合

ウ 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

- 3 受注者は、週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- 4 発注者は、週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（週休2日工事の実施報告）

第6条 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日等を含む。）までに、週休2日の取組結果（現場施工未完了の場合を含む。）について、次に掲げる書類を監督職員に提示するものとする。

- (1) 休日取得計画表兼実施報告書
- (2) 作業日報、週報、出勤簿等の休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価)

第7条 発注者は、週休2日工事の達成を確認した場合、工事成績評定において、次のとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価する。
- (2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価する。
- (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価する。
- (4) 明らかに受注者側の週休2日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、評定点合計から2点の減点評価を行うものとする。

(工事費の積算)

第8条 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、完全週休2日が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し契約変更を行うものとする。月単位の週休2日に満たないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除して契約変更を行うものとする。

なお、工事発注において月単位の週休2日によった場合は、精算時に週休2日の達成状況を確認した結果4週8休に満たないものは、補正係数を除して契約変更を行うものとする。

また、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

## 2 補正係数

- (1) 一般公共、電気設備、機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況	
	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

## (2) 営繕工事

補正係数*	現場閉所の達成状況	
	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費(複合単価の労務費)	1.02	1.02
現場管理費	1.01	-

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、(6)によること。

## (3) 市場単価方式

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		完全週休2日	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	設置・撤去	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

(4) 市場単価方式（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		完全週休2日	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管 設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取 付工	1.01	1.01

(5) 土木工事標準単価

名 称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		完全週休2日	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02

排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥離防止工 (アルミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防水シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式接手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ハンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FPR 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ホリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

(6) 営繕工事等における市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

ア 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。「基準単価」及び「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

(ア) 新営工事の場合

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

(ウ) 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

イ 物価資料の掲載価格の補正方法

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

(ア) 新営工事、全館無人改修の場合

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

(イ) 執務並行改修の場合

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01

型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボン ディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金 属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内 貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダ ンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く )	取付手間のみ	1.02	1.22

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月14日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。